

議案第47号

磐田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の
制定について

磐田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定するものとする。

令和4年6月9日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
磐田市消防団員等公務災害補償条例（平成17年磐田市条例第219号）
の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

磐田市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>